

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、学校法人A（以下「法人」という。）に雇用され、B所在のC（以下「大学」という。）の事務職員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックを受診し「適応障害」と診断され、平成〇年〇月〇日、E病院を受診し「適応障害」と診断された。請求人によると、事実無根のハラスメントの訴えに係る平成〇年〇月の不当な異動命令により精神的ダメージを受け、さらに、同ハラスメントの訴えをした女性職員（以下「本件同僚」という。）と同一職場にするとした平成〇年〇月の不当な異動命令により心身を病み、就労できなくなったという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人を診察した各医師の所見及び請求人の自覚症状等を踏まえ、平成〇年頃に「F 4 神経症性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと推定している。なお、専門部会は、請求人が平成〇年〇月に、本件同僚と同じ職場になったことを契機として情緒不安定になり、意欲低下等の症状が出現し、投薬が増加している事実はあるも、それ以前から薬への依存性が強くうかがわれており、上記の発病時期以降、症状が寛解しているとは認められないと判断している。

この点、主治医であるF医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人は、本件同僚とトラブルがあった平成〇年〇月頃、適応障害を発症したものであり、平成〇年〇月〇日に自身のクリニックを受診した後にはしばらく症状が安定していたものの、平成〇年〇月に本件同僚と同じ職場になったことを契機に、再び情緒不安定となったとしている。

一方、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人が平成〇年〇月の異動というストレスにさらされるまでは通常勤務はできていたことから、一度回復したものの、平成〇年〇月に増悪したものと診断している。

当審査会では、これらの医学的見解について慎重に検討したところ、請求人が発病以来薬に依存していた可能性は強く推認され、また、一度回復したとの所見を述べるG医師も、平成〇年頃に本件疾病を発病したこと自体は否定しておらず、平成〇年〇月に悪化したという点でも一致していることから、専門部

会の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 上記の発病時期を前提とすると、請求人の精神障害発病前おおむね6か月間における業務に関連する心理的負荷をもたらす出来事は確認できないことから、平成〇年〇月の本件疾病が悪化した経緯について検討すると、以下のとおりである。

請求人は、平成〇年〇月に、過去に事実無根のハラスメントで自分を訴えた本件同僚が勤務する部署と同じフロアにある部署への異動命令が不服であるとして上司等に直訴したものの受け入れられず、出勤が難しくなり、身体の具合も悪く、気力がなくなったとし、同出来事は「特別な出来事」に該当するものであると主張する。

同主張について、一件記録を精査すると、平成〇年〇月〇日に、請求人が本件同僚からハラスメントで訴えられたこと及び請求人が本件同僚と同じフロアの部署に平成〇年〇月に異動するよう命じられたことは事実であると認められる。当審査会において、請求人の主張と大学側の事情について慎重に検討を行ったところ、同異動が、請求人に対する嫌がらせ目的である等、特段の意図があったとは判断し得ず、また、当該異動となったフロアは相当程度広いものと認められ、両名が直接に関わりをもって仕事をしないよう配慮されていたと考えられるものであり、さらに、本件同僚がハラスメントを訴えた時期からかなりの時間が経過しているという事情等も加味すると、同異動が強い心理的負荷をもたらす出来事であるとは評価し得ず、少なくとも、生死に関わる経験をす等、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」に該当するとはいえないことは明らかである。

(4) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

(5) 以上のとおりであるから、請求人の本件疾病の悪化は業務上の事由によるものであるとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。